

三好市公募型指名競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、三好市において発生した平成30年7月豪雨により被害を受けた公共土木施設災害復旧事業及び農林業施設災害復旧事業並びに災害関連事業（以下「災害復旧事業等」という。）のうち、特に甚大な被害を受けた山城町内における災害復旧事業等の発注に係る公募型指名競争入札に必要な事項を定め、迅速な工事着手と円滑な実施を行い市民生活の早期安定化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における災害復旧事業等とは、平成30年7月豪雨により被害を受けたもののうち、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 公共土木施設（河川及び市道）及び農林業施設（林道、農道及び農地）で、国の採択を受けた災害復旧事業
- (2) 災害防止対策緊急事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、県単独林道事業及び県単治山事業

(対象工事)

第3条 この要領の対象工事は、次の各号に掲げる要件にすべて該当する工事とする。

- (1) 前条に規定する事業による工事であること
- (2) 施工箇所が三好市山城町にあること
- (3) 設計金額（税込み）が5千万円未満であること
- (4) 2018（平成30）年度から2020（令和2）年度までの間に入札公告される工事であること

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

平成30年12月6日制定

平成30年12月14日改正

令和2年4月1日改正